

第1回いじめ問題専門員会議事録

- 日時 平成26年6月5日(木)午後6時
- 場所 仙台市役所東二番丁仮庁舎 教育局第1会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 会議の概要

1 開会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ(教育長)

4 委員及び事務局紹介

5 委員会設置の趣旨等について

・事務局説明

・石井委員

本委員会は、例年秋頃の開催でよろしいか。

・事務局

定期的には、年1回、秋頃に開催し、本市の事業等についてご意見をいただきます。その他、重大事態が発生し、必要に応じて委員会を開催し、調査をしていただくよう考えております。

・石井委員

所掌事務の中に、いじめの防止等の対策に関する調査研究等とあるが、調査研究等は、どのような内容をどの程度諮問しようと考えているか確認したい。例えば、年1回、前年度実施した事業等の資料を見て、各委員が意見を述べるなどのイメージなのか、それとも、それぞれ専門的立場から今後の仙台市の施策に積極的に提言していくようなものなのか伺いたい。

・事務局

委員会の設置条例第8条には、委員会の事務として1号と2号を記載しております。1号では、いじめ防止等のための対策に関する調査研究等を記しておりますが、今のところ、具体的にこうしたテーマで調査研究を諮問するということは考えておりません。例年お願いしたいと考えているのは、前年度の状況を示し、いじめ防止等の対策についての取組の見直しに向けて、定期的にご意見をいただきたいと考えています。2号については、法に規定しておりますいじめの重大事態が発生した時の事実関係の調査です。これは、いじめの重大事態が発生した際に、改めて市教委から諮問させていただくもので臨時に開催するものです。

・石井委員

分かりました。

6 委員長及び副委員長の互選

・委員長は、条例第10条の規定により、宮城教育大学教職大学院教授 本図 愛実 氏が委員の互選により選出された。

・副委員長には、東北福祉大学せんだんホスピタル副院長 滝井 泰孝 氏が互選により選出された。

7 報告

・事務局

公開、非公開について、仙台市の附属機関の設置及び運営の基準に関する要綱の第4条（2）により、当該附属機関において決定するとされており、仙台市情報公開条例第7条各号に掲げられる情報を扱う場合には非公開とすることができるとされています。本日の協議につきましては、個別のケースに関する協議がないので、協議は公開とすることを提案したいと考えます。

また、会議録については、要点をまとめたものを事務局で作成し、全委員に確認していただいた上で、最終的に委員長に確認いただき確定させるという方法で行いたいと思います。

・本図委員長

事務局より、会議の公開と会議録作成について説明がありましたが、何かありませんでしょうか。

・石井委員

本日の会議を公開にすることについては提案のとおりでよろしいと思います。今後については、その都度会議の際に決定していくのでしょうか。

・事務局（堀田次長）

仙台市の附属機関の会議は公開が原則となっております。しかし、仙台市の情報公開条例により、個人情報扱う場合には非公開にできるとされているため、その場合には、委員会にお諮りしたうえで、非公開とするよう考えています。したがって、基本的にはこの会は公開とし、重大事態の取扱については改めて、会の協議の中でお諮りしていきたいと考えております。

・石井委員

会議は基本的に公開であるが、個人情報を扱う場合には、その都度協議し、決定していくということであれば賛成です。議事録についても事務局の説明のとおりで賛成です。

・本図委員長

他の委員はいかがでしょうか。（賛成との声あり）

それでは、本協議会の本日の議題については、事務局案のとおりとします。

(1) 市いじめ防止基本方針の概要について

・事務局説明：資料1について

質疑：特になし

(2) 仙台市の現状について

・事務局説明：資料3～資料8について

質疑

・石井委員

資料3、資料4の結果の数値から、こういうことが読み取れるという評価について、市として分析しているのでしょうか。

・事務局

資料4「いじめ事態把握調査」については、いじめの認知件数が増えているという結果が出ております。今回の調査は、児童生徒が質問紙を自宅に持ち帰り、保護者とともにじっくりと回答したことで、校種別の内訳にありますように、小学校の低学年で件数が増加し、平成24年度の結果と比較して、いじめの認知件数が増加しているものと考えています。

・事務局（教育相談課長）

これまでの「いじめ実態把握調査」は、教室で書かせておりました。今回は、子供に持ち帰らせ、自宅で保護者と書きなさいと指示しています。学校では人目を気にして安心して書けないこともありましたが、自宅でなら安心して書くことができると考えました。また、小学校1、2年生の発達段階においては、上手に他者とかわかれないこともあり、悪口を言った、言われたという行為も、いじめととらえて回答してきているものと考えています。

・石井委員

私は、いじめの数が増えたこと自体が、大変な問題であると言いたかったわけではありません。調査の結果は、単に数字を載せただけでは、なかなか生かされないため、例えばネットによるいじめが増える傾向にあるから注意しなくてはいけないなど、何らかの評価を加えて、次の行動を起こすことが望ましいと思われまます。分析等は複合的で容易ではないと思われまますが、今後、仙台市として評価をしていくことが大切と思ひます。

・事務局

いじめの実態把握調査の把握についてですが、資料3は、文部科学省で全国的に調査している問題等行動調査へ本市から報告したものです。資料4は、昨年11月に、年1回全校調査を実施し、本市独自に実態把握を行うために始めた「いじめ実態把握調査」です。

国の問題行動等調査では、平成17年までは、いじめの発生件数という言葉を使用しておりましたが、平成18年からは、いじめの認知件数という言葉に変えており、子供自身がいじめられたと認識した場合には、そのままいじめの認知件数として反映するようになっています。

仙台市では全校一斉調査を始めたばかりですが、傾向として、小学校低学年において、ちょっとしたことでいじめられたと反応する場合があります、さらに、アンケートを自宅に持ち帰ってじっくり考え、両親にも見せて回答する方法となったこともあることなどから、いじめの認知件数が増えていると思われまます。

低学年の児童にいじめの認知件数が多いということに対しては、いじめへの指導を、通常の学校生活の中でさらに進め、理解を図っていく必要があると考えています。今、特にコミュニケーション能力の欠如ということが指摘されており、今回のアンケートにおいても、「いじめたことがありますか」ということへの数値はさほど高くないのに対し、「いじめられたことがありますか」への件数は多く、自分がいじめる側にあるという認識がまだまだ低いことが考えられます。今後、毎年いじめの実態把握をしていく中で、いじめへの教育が必要であるという課題意識をもちながら、継続して実態を把握しながら、その分析を進めてまいりたいと考えています。

・本図委員長

この調査結果については、すでに各学校へ周知し、各学校で対応がなされているのでしょうか。

→ はい。

その他、よろしいでしょうか？ → 特にありません。

8 協議

(1) 仙台市いじめ問題専門委員会調査運営実施要領（案）について

・事務局説明：資料7について

質疑

・石井委員

調査運営実施要領は、議決という形で決めるのでしょうか。

・事務局（堀田次長）

条例第13条に、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定めるとあり、これを受けて本日資料7として示しました。

今日、委員の皆さまからご意見をいただき、実際に重大事態が発生した場合に、委員会を運営する上で必要なことをあらかじめ議論いただくために、お示しさせていただいております。したがって、今日議決ということもありますが、本日阿部委員も欠席されているため、ここで意見をいただき、例えば、意見を各自お持ち帰りいただき、後日事務局で意見を集約し、正副委員長確認の上、要領として定めておくという方法もあろうかと思えます。改めて次回の委員会で議決というという形でお諮りすることもできると考えます、この点についてご議論いただければと思います。

・石井委員

委員会がこれから行うことについて定めるのであれば、方針や申し合わせで良いと思います。定めることによって、逆に自分たちを拘束するものになってしまうか危惧されます。例えば、対外的に我々委員が、公平に行動することを表明するという趣旨から定めていくというのであれば、良いと考えるのがいかがでしょうか。

・事務局（堀田次長）

実際の事案の調査に当たっては、公平性、透明性を確保する必要があり、会議の公開についても、原則公開と考えていますが、いじめの重大事態を調査する場合には、原則として非公開という立場に立ちながら、場合によっては委員長がお諮りの上、公開にできると定めています。

この要領は、いじめの重大事態を調査する本委員会の基本的なスタンスを示すという趣旨で提案したということをご理解いただきたいと思います。実際起きたケースの調査をする場合において、この運営実施要領では、不適切であるという場合には、その都度修正いただき、修正された実施要領にもとづいて、運営していただければ良いと考えています。

・石井委員

裁決については、委員長として、どのようにお考えでしょうか。

・本図委員長

阿部委員がご欠席なので、各委員が持ち帰り熟読し、事務局で意見を集約していただき、次回決めていくということにしたいと思います。

・石井委員

私もその意見に賛成です。

その上で確認したいことがあります。調査の目的とはどのようなもののでしょうか。重大事態の調査とは、いじめで自殺があったような場合、それについてなぜそうなったのかを調査し、その責任を明らかにするとともに、再発防止に向けて検討するために調査するという趣旨なのか、それとも、教育委員会にいじめの相談が寄せられた際、これをどのようにしていったら良いかというために調査する趣旨なのか、要領には示されていないように思いますが、いかがでしょうか。

・本図委員長

私たち委員に、重大事態についてのイメージがまだできていないと思われれます。このあたりはいかがでしょうか。

・事務局（堀田次長）

資料2の「仙台市いじめ防止基本方針」の17ページに重大事態の意味について記載してありますのでご覧いただきたいと存じます。（以下、「仙台市いじめ防止基本方針」（1）重大事態の意味（2）学校設置者又は学校による調査について説明）

資料8のフロー図をご覧ください。いじめが起きた際には、まず学校において、いじめをやめさせ、教育的な指導を行うなどして対応します。その後、いじめ事案については、教育委員会へ報告され、特に重大事態にあたるものについては、学校主体で調査を行うか、教育委員会主体で調査するかを教育委員会が判断し、調査結果を文科省に報告するという流れで考えております。ケースにもよりますが、いじめが起きてしまったことへの対処と、調査を同時並行して調査を行うことになるものと考えられます。（「いじめ防止対策推進法28条について説明」）。いじめが起きた際の事実関係の調査結果によっては、いじめ事案への対応としてのご意見ご提言、また、同種の事案が再発しないためのご意見ご提言というものを専門委員会からいただきたいと考えております。具体的には、事案が不幸にして起きてしまった場合の教育委員会からの諮問という形で予定しております。

・本図委員長

事実関係の調査が主で、それをもとに、進行形であれば対応する、場合によっては再発防止策を含めて両面で対応していくようなイメージで良いかと思いますが、いかがでしょうか。

・石井委員

わかりました。そうだとすれば、事故が終わる前に、早めに委員会に諮っていただければより活動できると思います。

・事務局（堀田次長）

ご指摘はその通りであると思います。通常はそういった事案が発生してから、委員会を立ち上げるための条例なり規則を作って委員会を招集しますが、それでは時間差が生じるので、仙台市の場合には、この専門委員会は、通常の事業についてのご意見をいただくという面とともに、事案が起きた場合には速やかに開催するために、あらかじめ設置するという方向で取り組んでまいりたいと思います。

・本図委員長

実施要領について他にご意見ご質問はありませんでしょうか。 → なし。

実施要領について、阿部委員にもお尋ねし、各委員にも熟読いただき事務局にご意見を寄せていただきたいと思います。その後、正副委員長で確認して、メール審議となるか、それとも秋にもう一度改めて審議することにするか。 → お諮りください。

要領は、これしか動かさないというわけではなく、適宜事態に合わせて修正していくということも含めて、要領については早々に作って公開をしていくということで、2週間くらいおいてではいかがでしょうか。

・石井委員

進め方としては最終的には、委員長一任ということを入れて、2週間くらいの中にそれぞれ意見を出させていただいて、全員で協議する場合にはメールとかを入れていただき、委員長一任でよろしいかと思っております。

- ・本図委員長

副委員長にも相談させていただき、1週間から10日のところでご意見をいただきたいと思います。

- ・事務局（堀田次長）

事務局にご意見をいただき、事務局で整理させていただき、正副委員長にお示しすることよろしいでしょうか。

- ・委員長

2週間から3週間で要領を確定させて、皆様にメールでご連絡するというにしたいと思います。事務局での取りまとめをよろしくお願いします。その他、協議が必要なこと、進め方等についてのご意見はありませんか。 → なし

9 その他

- ・事務局より

次回の委員会は10月頃を予定している。内容としては、いじめ防止等の事業の点検評価に関してご意見をいただきたいと考えている。また、重大事態が発生した場合には、随時開催を予定している。

10 閉会

（終了 19：40）